

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第5回）議事録

■日時 令和元年11月22日（金）午後3時02分～午後4時44分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、玄委員、小堀委員、寺島委員、平林委員、森川委員

■議事内容

1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

（仮称）今井土地区画整理事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財及び廃棄物について審議を行い、大気汚染、騒音・振動及び地盤に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（1）（仮称）新ごみ焼却施設整備事業【2回目】

⇒ 前回到引き続き、選定した項目について質疑及び審議を行った。

（2）東金町一丁目西地区市街地再開発事業【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの全12項目について、質疑及び審議を行った。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第5回）

速 記 録

令和元年 11 月 22 日（金）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 23

午後 3 時 02 分 開会

○森本アセスメント担当課長 お疲れさまです。定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、そしてまた、寒く、お足元の悪い中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員 12 名のうち 8 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、第一部会の開会をお願いします。

なお、本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしく願いいたします。

○齋藤部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○齋藤部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「(仮称) 今井土地地区画整理事業」環境影響調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、それから「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となっております。本日もよろしくお願いいたします。

○齋藤部会長 それでは初めの案件から進めたいと思っております。「(仮称) 今井土地地区画整理事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議を行います。

初めに、事務局から説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、タブレット 3 ページをお願いします。資料 1-1 「(仮称) 今井土地地区画整理事業」環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議に係る資料について説明いたします。

1 の選定した環境影響評価の項目はご覧の 8 項目、選定理由はお手元のレモン色の調査計画書の冊子の 92 ページから 93 ページをご覧いただければと存じます。選定項目については

項目の担当委員に御検討いただいた結果、こちらに記載のとおり、大気汚染、騒音・振動共通意見として意見が付されてございます。こちらについては後ほど説明します。

続いて、2 の選定しなかった環境影響評価の項目については、項目の担当委員に御検討いただいた結果、記載のとおり、地盤について意見が付されてございます。こちらについても後ほど説明します。

続いて、3 の都民の意見及び周知地域市長及び近隣県市長の意見です。4 ページをお願いします。意見書等の件数は、都民からの意見書はなく、周知地域市長等からは青梅市長と入間市長から意見をいただいております。

青梅市長からは、調査計画書において選定した各調査項目について、関係法令の規定の順守、確実かつ適切な対応を求めるという御意見。入間市長からは、調査計画書に対する意見はありませんという意見をいただいております。

3 ページへお戻りください。以上を踏まえまして、今回選定した項目に関して大気汚染、騒音・振動共通意見、それから選定しなかった項目に関しては地盤に意見が付されてございます。

選定項目の大気汚染、騒音・振動 共通意見については、計画地周辺の交通量は物流施設からの発生集中交通量の影響を受けるとしていることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載することというものでございます。

続いて、選定しなかった項目の地盤については、本事業では地下水の揚水は行わず、切土削深度も G.L. -10m 以浅のため地下水脈の切断は生じないとしているが、矢端川が近接する計画地北側は高低差があることから、施工方法の詳細や計画地の地下水位を示した上で、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすることとしてございます。

説明は以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明をいただきましたが、項目を担当されている委員から何かございますでしょうか。

○森川委員 大気汚染ですけれども、こういった施設は、できてしまった後の影響というのが大事ななと思っております、物流施設ですからおそらくたくさん車が来られるということで、そのところはしっかり見ていただいたほうがいいかなと思っております、意見として述べさせていただきます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかに。平林委員、お願いします。

○平林委員 こちらの資料に書いてあるとおりなのですが、矢端川というのが計画地にびったり沿うような形でありまして、水循環、また土質に関しても多分川が運んでいるもので、少し脆弱な地盤の可能性もありますので、もう少し情報を見せていただいて選定しない理由を御説明いただけると、よりよいかと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。担当されていない委員の方でも、今までの話の中で何かございましたら。

○小堀委員 大気、地盤以外のところでコメントさせていただきたいと思っておりますが、今この場所でさせていただくのが適当でしょうか。

○齋藤部会長 どうぞ。

○小堀委員 はい、わかりました。

それでは、私の担当の生物・生態系についてですが、この地域は現在大部分が市街化調整区域になっております。大部分が畑で、茶畑などもあります。造成工事によって多くの緑が喪失して、そこに生息する生物が失われると思われれます。実は、私は青梅市の環境審議会の委員長をしておりまして、この案件が審議委員会でも取り上げられました。委員の多くの皆様は青梅市の色々な関係の代表者ですが、今回の事業対象となる広大な畑というのは青梅市にはほかになく、景観としても大変すぐれたところで失われるのは惜しいという意見がありました。一方、これからの青梅市の物流拠点として産業上大事との意見も出されました。

緑の観点から考えますと、非常に大きな面積の緑が失われるとになりますので、今回、公園や緑地なども計画にはっておりますので、評価書案を作成する際には、より具体的な計画と、喪失される緑の代償も踏まえて、ぜひ予測・評価を実施していただきたいと思っております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。生物・生態系のところは項目選定されていますが、今詳細に状況を説明していただきました。こういった提案を踏まえて、ぜひ調査計画をしていただいて、最終的なアセスとしてまとめていただきたいと思いますし、最終的には影響ができるだけ緩和される方向で進めていただければよいかと思います。

何か事務局から補足するようなことはありますか。

○森本アセスメント担当課長 小堀委員、貴重なコメントをありがとうございます。御指摘

いただきました評価書案の作成に向けて、その経過、それから代償ということについての予測評価について御指摘をいただきましたので、今、お話しいただいた点については評価書案に向けて事業者にしっかり伝えてまいりたいと存じます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、引き続き総括審議を行いたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 資料 1-2、5 ページをお願いします。

「(仮称) 今井土地地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書について (案)

第1 審議経過

本審議会では、令和元年9月13日に「(仮称) 今井土地地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書について(以下「調査計画書」という。)諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は6ページにございます。こちらに審議経過を示してございます。

第2 審議結果

審議結果につきましては、先ほど御審議いただきました資料 1-1 の3ページと同じ内容となっておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明をいただきました内容ですが、委員のほうから何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

先ほどの件は、総会に出すときにはつけ加えるような話ですか、それとも事業者に伝えるというところで話をという、その切り分けはどうなっていますか。

○森本アセスメント担当課長 基本的にはこちらの資料 1-2 のほうを総会に伝えさせていただきますまして、いただいたコメントについては事業者に伝えるという形で整理させていただければと存じます。

○齋藤部会長 はい、わかりました。小堀委員もそれでよろしいですね。

○小堀委員 はい。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

何かございますでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、今、資料 1-2 に基づいて御説明をいただきましたが、この形で次回の総会に上げたいと思います。

○齋藤部会長 引き続きまして、2 つ目の案件になります。「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。本日は 2 回目の質疑及び審議になります。前回出していたいただいた質問、コメントに基づき議論していただきますとともに、疑問点などを十分に出して議論を尽くしていただきたいと思います。

前回は説明を差し上げましたが、3 回目は新たな問題提起というよりは取りまとめに向けて議論していくということを考えてございますので、今回、最後のチャンスというわけではないのですが、事業者の方とお話できるチャンスですので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思います。

それでは、事業者の方は席の移動をお願いします。

○齋藤部会長 前回に引き続き御足労いただきましてありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、事務局から資料の御説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、タブレットの 7 ページをお願いします。資料 2 をご覧ください。委員の皆様、事業者様、前回は活発な御審議をありがとうございました。こちらの資料は前回、第 1 回目の御審議において委員の皆様からいただいた指摘や質問事項などと、それらに対して事業者から御説明いただいたことを環境影響評価項目ごとに大気汚染から順に、また環境影響評価項目に区分できない事項については、その他として一覧表に整理したものでございます。表は、左から番号、続きまして右に項目、それから委員の皆様からの指摘、質問事項等、さらにその右に委員の皆様からの御指摘、質問事項等に対する事業者の説明・回答など、さらに、右の欄に、本部会で回答済みなど、取扱いを記載してございます。

7 ページから参りますと、本案件の選定項目 12 項目のうち、1、2 番が大気汚染、3 番から 12 番、8 ページから 12 ページにかけてが騒音・振動、そして 13 番が土壌汚染、14 番が地盤、水循環、15、16 番がその他として記載してございます。

時間の都合もございまして、ここでは読み上げなど具体的な説明は割愛させていただきたいと存じます。

なお、11 ページの 9 番の騒音・振動については、事業者が今回での御回答として持ち帰っていただいていた回答事項を事前に事務局にいただきましたので、今回の資料に回答として追記させていただいております。こちらについては、私の説明の後、事業者より御説明いただきたく存じます。

前回の質疑応答につきましては、適宜スクロールいただいでご覧いただければと存じますし、また委員の皆様、事業者様、こちらに記載の事項に訂正などがございましたら、適宜御発言いただければと存じます。

事務局からの説明は以上です。

それでは事業者にマイクを渡します。

○事業者 それでは、事業者のほうから、前回の残りの分を説明させていただきます。

○事業者 11 ページに 9 番として、次回この部会にて回答予定と書いたもので、回答を取りまとめました。評価指標として、我々としては低周波音の評価指標としてはここに書いてあるとおりなのですが、閾値、それから心理的影響及び物理的影響について既存知見による参考値と評価指標を定めました。

「低周波音防止対策事例集」の図なのですが、中村らの実験はここに書いてあるとおり、評価書本編の 236 ページをお開きください。この表は心理的な影響全般をあらわしている図と理解していただいて、この中に高橋委員から御指摘のあった不快の度合いも、右のほうに、わからないとか、気にならないとか、よくわかるとか、不快な感じがするという線が曲線で描いてあります。私どもは、心理的影響というものを評価指標としていますので、心理的影響の中には圧迫感とか、色がついているところですね、この部分も当然評価の指標としていますので、その下限値である値を評価の指標としたところでございます。回答のほうにも書きましたが、低周波音を感じる感覚は人によって異なることが事例集にも書いてございます。ということで、不快感の線も、この心理的影響の圧迫感の中に入っているのですが、たしかに下限よりもちょっと上のほうに線は入っていると思うのですが、心理的影響としてはこの下限値を採用したということでございます。事例集の中でも、ここに圧迫感、振動感を感じ

る領域の下限の評価の参考になるというような表現もございます。そこら辺も参考にしております。

もう1点の、家屋による遮音だとか距離減衰の件なのですが、低周波音ですので遮音減衰効果は普通の周波数の音よりは少ないことと、あと私どもの立地は東西に民家がございまして。数件ずつあるのですが、もし減衰効果等、少ないといえども若干あるかと思うのですが、それを考える上ではそれぞれの家屋の構造等が違いますので、その構造による遮音効果というものまで特定できるかということ、なかなかそこまではできないということもございまして、敷地境界とその民家がある計画地周辺の住居近傍の屋外の音圧レベルをもって評価をしたということなんです。

回答は以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの件は、事務局に確認ですけれども、専門の高橋委員のほうにはまだ伝わっていないということですね。

○森本アセスメント担当課長 さようでございます。

○齋藤部会長 これからまた伝えて、何かあれば回答をいただくということですね。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○齋藤部会長 はい、わかりました。ただいま御説明をいただきましたが、何か皆様の中で関連するところ、もしくは、ただいまの件でも結構ですが、御意見、修正等ございましたら、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ということは、今の対応についての御説明はこれで終了しますけれども、これから事業者のほうと、それ以外の件で何か気になるような点を引き続き質疑をしていきたいと思いますが、よろしいですか。

ここからは、今の関連以外でも結構ですので、気になる点などを御質問もしくは御意見という形で伺いたいと思います。いかがでしょうか。

今、考えていただく間に、御欠席の委員から御意見があると伺っていますので、お願いします。

○森本アセスメント担当課長 騒音・振動を御担当されている高橋委員からコメント等を預かってございますので紹介させていただきます。

タブレットの8ページをお願いします。こちらの3番です。3番の御回答についてですが、後段の「また」以下の部分に対する御回答については了解をいたしました。ただ、前段部分については台数の予測が難しいということは理解できます。ただ、より現実的な予測とし

で適当な走行台数を仮定した場合の予測値を示しておくほうが望ましいと思います。参考値という扱いで結構ですので、それができないか御検討をいただきたいと思いますというコメントをいただいております。

それから、9 ページなのですが、4 番と 5 番の御回答については、十分な配慮を検討していただけたとのことでありありがとうございますというコメントをいただいております。

続いて、10 ページから 11 ページにかけての 6 番、7 番の御回答については、周辺の地盤が関東ローム層で覆われているために、アルファを一定と仮定したことについては了解しました。ただ、例えば事業予定地の南側には川が流れていて、地表面に凹凸があります。このような場合、地図上の距離が同じであっても途中の凹凸によって三次元的な振動の伝播距離が異なり、減衰の程度も変わるということではないでしょうか。例えば川を超える南向きでは振動の伝播距離が長くなるために、川を超えない東向きよりも減衰量が大きくなって、同心円からずれるということはないのかという点が気になります。

それから、評価書案の 256 ページから 258 ページの図 8.3-6、(1)から(3)を見ますと、振動源となる機械は平面上にばらばらに配置されています。個々の機械の位置が予測式の距離 R の原点になります。機械が 1 台のみであれば、振動の予測値は機械の位置を原点とした同心円状になりますが、複数の機械がある場合はそれぞれの位置を原点とした予測値の合成値になるはずで、そうなると同心円からずれるのではないかと思ったのですが、いかがでしょうかというコメントです。

続いて、10 ページの 8 番の回答につきましては、ストーカ式でも流動床式でも、低周波音の発生に寄与する機械類には差がないと考えられることについては了解しました。第三者の誤解を招かないために既存施設、ストーカ式の調査結果を利用した根拠、今回御回答いただいていることを明記していただくとよいと思いますというコメントです。

それから、11 ページの 9 番、今、事業者に御説明いただいた回答についてなのですが、こちらは今、事業者から御回答をいただいたばかりですので、現時点でのコメントは預かっておりません。

11 ページの 10 番、12 ページの 11 番については了解しましたということです。

以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

高橋委員からいろいろコメント等をいただいております。事業者の方、今幾つか、4 点ぐらいですか、御意見をいただきたいようなことがあったと思いますが、御回答をお願いします。

○事業者 8 ページの 3 番の騒音・振動の件で、 $1/3+\alpha$ ずつとか、ある程度の過程の中で結構だというお話なのですが、ちょうどあそこの土地は、土地というか立地は、北側から青梅街道が走っていて、東側に行くというのが青梅街道ですね。南側から立川通りというか、南側から主要なものが来ています。ということで、例えば生コン車はどこから来るのかということを見ると、多分台数としては生コン車は当然、工事用車両としては多くなると思うのですが、生コン車等を考えたときに、北側だと埼玉、東側だったら千葉だとか、そちらの方向もあろうかとは思いますが、それを具体的に、ある根拠をもって設定するというのが非常に難しいかなとは思っております。生コン車以外の車両についてはどういう業者が、どのぐらいの頻度で来るかどうか、これは、3 分の 1 ではなくても、ある程度の根拠は必要かなと思うのですが、その根拠の立て方が現時点では難しいと考えております。

○齋藤部会長 引き続き幾つかあったと思いますのでよろしく申し上げます。

○事業者 それから 10 ページのストーカ炉と流動床の関係なのですが、これについては流動床の場合も類似施設として使えるという内容については、評価書のほうに追加したいと思っております。

○事業者 問題 6、7 についてのことですが、まず、御指摘いただいたところが計画地の南側に川があって凹凸があるのではないかということですが、今回の予測に関しては、まず評価書の 259 ページに載せている予測式を使っております。予測式に関しては凹凸を見るという形はないのですが、今回、小平市の場合は地域がおおむね平坦という形になっておりますので、凹凸というのは考慮しておりません。また、川によって距離減衰が伸びるという形も、平坦で見ると安全側という形で見えておりますので、そういった理由で凹凸は見えておりません。

あと、個々の機械の同心円につきましては、評価書案 285 ページに結果のコンター図を載せているのですが、基本、この中で、おそらく同心円でその個々の一個一個のものは違うのですが、それが合成することによって楕円形だとか、そういった形の円になって、それで距離減衰を均等に行っていくという形になっていきますので、基本的には遠心からずれるというのは、委員の質問で同心円がずれるというのはどういったことなのかわからないのですが、ここに関しましては楕円形になって同心円がそれぞれずれているという形になっています。

○齋藤部会長 最後のところの確認ですが、284、285 に同心円のように見えているけれども、実は円のかすがいで合成になっていて、これは同心円というよりは楕円なのですということですね。

○事業者 そうですね。

○齋藤部会長 既に高橋委員から御指摘のあったような考え方をしているという理解でよろしいですか。

○事業者 はい。285 ページも、ちょっとゆがんでいるように見えますと思いますが、そういった形になると考えております。

○齋藤部会長 わかりました。

一番初めのところをもう一度確認したいのですが、具体的な根拠、要するに例えば 1/3 も含めて実際にどういうふうな配車の状態になるかということ、根拠をもって示すことが難しく、現在の考え方としては、非現実的かもしれないけれども影響の一番大きいところを見ているのでという理解でよろしいですか。

○事業者 そのとおりでございます。

○齋藤部会長 高橋委員のほうは、それでも現実的にどれくらいになりそうかという住民側のイメージもあるのかなとは思っているので、この点また回答を高橋委員に伝えていただいて、またそこからの御意見をということにしたいと思います。

○森本アセスメント担当課長 事務局からですけれども、さらなる御回答ありがとうございます。今、部会長から示唆がありましたとおり、事務局から高橋委員のほうには次回に向けてお伝えさせていただきたいと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

本日欠席されている高橋委員から、このような御質問があり、回答をいただきました。

ほか、皆様のほうから。

○柳会長 初歩的な質問で恐縮ですが、先ほど低周波のところでは環境省の対策事例集をお使いになっているようなのですが、文末の資料目録の中にその点が抜けていますので、知りたいのはいつ出したものなのかを確認したいと思って調べてみたのですが、載っていませんので、ちゃんと載せられるといいと思います。

○齋藤部会長 そちら辺は確認していただいて、修正すべきところは修正していただくということでもよろしくをお願いします。

それでは、小堀委員から。

○小堀委員 2点ほどお聞きしたいことがあります。

1 点目は、生物・生態系の観点からですが、準備報告の際にもお聞きしましたが、計画地内に設置する予定の緑地については具体的な樹種などは決まっていないということでしたが、

周辺の緑を構成する在来樹種などを植栽するなどの配慮をいただきたいと思っております。

2 点目は自然とのふれあいの活動ですが、周辺は道路が大変細くなっています。特に野火止め用水の緑道は狭い。それから玉川上水の緑道は世界遺産に登録の予定もありまして、実は私もここを歩くのが大好きで、海外の方もお連れして大変喜んでいただいて、足湯は特に人気でした。そんなので、ここを訪れる人は私も含めて大体緑道の緑やそういうものを楽しむので、工事中の工事車両とかに注意がいかないということがありますので、運転者はぜひ、楽しんでいる人たちがけがをしたり、びっくりするような音を出したりというようなことがないように配慮をいただければありがたいと思っております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。もし事業者からコメントがあればお願いしたいと思います。

○事業者 十分な配慮は当然するのですが、どちらにしろ大きな工事になりますので、工事車両も、あるときはかなり集中して通るといことはございます。ただ、そこら辺については実際に施工する業者のほうに、例えば交通安全を図るために道路に滞留しないように構内のほうに速やかにいくような案内などは当然配慮しようかと思っております。

あと、実際に建て方といいますか、大きな工場を建てるので、総体的な音というのは相当気をつけるのですが、例えば足場を組むとか単管の鋼材などをやる時、カンカンカンと音がしたり、そういうことは、継続はしないのですが、かなりカーンという音がするので、それはもうある意味、御迷惑をかけるかなとは思っておりますが、そこら辺もなるべくないような措置はしたいと思っております。

○事業者 引き続きですが、足湯を御利用いただきましてありがとうございます。今回の建替えの工事の後も足湯に関しましては、工事中、場合によっては開場ができないときもありますが、この後、工場ができ上がったときは、また十分足湯を楽しんでいただくように考えております。

それから、樹種についてはこれからということですが、野火止用水、玉川上水がありますので、そういったところを勘案して十分配慮しながら計画を進めていきたいと思っております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。小堀委員、そのような回答でよろしいでしょうか。十分、御配慮をいただきたいということかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。森川委員、どうぞ。

○森川委員 工事のお話が出たので質問は別なのですが、現地を見たときにも、相当道路が

狭いなどというのは感じていまして、バスがほとんど入れないようなところだったので、清掃用の車がいっぱい通りますが、それプラス、工事用の車両が入ってくるということで、通学路になっているかどうかわからないのですが、安全のほうも気をつけていただけたらいいかなと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。もし何かございましたら、御意見をお願いします。

○事業者 確かに道路のほうが狭い状態で、工事事業者には、特に途中で待機をして止まることのないようにするとか、車両の速度を十分守って通行するように。それから、大きなものときには時間帯も考えながら、分散しながら入れるような形で配慮していきたいと考えております。

それから、通学路に関してなのですが、近くに住宅がありますので、小学校に通っているお子さんもいらっしゃいますので、その辺は小学校のほうとも連携をとりながら工事のスケジュール等を説明して配慮していきたいと考えております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。森川委員、何か。よろしいでしょうか。

○森川委員 大気汚染なのですが、前回欠席しまして申し訳なかったのですが、ここで一番目立つのは煙突の高さかなというところで、そこは前回の議論で御回答をいただいて、それは了解ですということですが、悪臭のところなのですが、悪臭の評価をするのに既存の施設と比べて大丈夫ですみたいな書き方をされていて、現地に行ったときに臭いが少ししたかなというところで、新施設と新しくなるところで、214 ページのところでもいろいろ書いていただいている、既存のごみ焼却施設と同様で対策をしていますよという項目が幾つかあって、結構その臭いがまだしていたのと同様のことをやる、プラスアルファ、そうではない、新しく検討される部分があって、それでかなり大丈夫ですよという結論になっているということではよろしいですか。臭いの原因みたいなところを抑える部分に対しては、この既存の施設ではないものが加わってということでもいいですか。

○事業者 はい、214 ページを説明しますと、bの中の一番下、5番目の、既存ごみ焼却施設の排水処理施設は屋外に設置しているが、新施設では、排水処理設備を立ち上げるというのもあります。これはもう完全に新施設と既存施設の違うところです。上についても、既存施設もここに書いてある内容はやっているのですが、そのレベルといいますか、そこら辺が若干違うかなとは思っております。ですから新施設のほうでは、より一層、現在の既存施設よりも、例えばプラットホームの出入口の自動扉だとか、ここに書いてあるとおりなのですが、ここら辺の内容については、より改善された内容でやろうかと思っております。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

定量的にそういうものを示すのは難しいにしても、いろいろ工夫されて、もしくは新しい技術でよくなっているところがあれば、やはりこういうところはぜひ書いていただいたほうが、読み手というか、住民の方は安心というか、企業様の気持ちも伝わると思いますので、可能な限り、そういったところも書いていただいたほうがよいかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

それでは、特にないようでしたら本件もこれで閉じたいと思います。いろいろ御意見をさせていただいていますが、ぜひお持ち帰りいただいて、またより良い方向に向けて御尽力いただければと思います。

どうも、本日はありがとうございました。

○齋藤部会長 本案件は、先ほどの発言は基本的にはもう3回目は取りまとめに向かっていくところではありますが、まだ言い足りないというか、確認したいことがあれば今後また事務局を通じて御質問等をいただければよいかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。なお、審議の進め方について説明します。本案件は選定項目数が12項目ございます。これまでの部会で審議された案件の審議回数の実績などを踏まえまして、合計4回、審議を行うことを考えてございます。4回目は総括審議になりますので、事業者参加による審議は今回を含めて3回ということになりますので御了解ください。

本日の1回とその次の2回、この2回につきましては皆様、各委員から疑問点などを十分に出していただく機会と考えておりますので、忌憚のない御意見、御質問等をいただければと考えております。

3回目については、繰り返しになりますが、新たな問題提起を行うというよりは、取りまとめの場となっていくと御理解いただければと思います。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、タブレットの15ページ、資料3「第一部会 審議資料」で「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見をご覧いただきたいと思います。

まず、意見ですが、都民からの意見書が5件、関係区長からの意見、こちらは葛飾区長になります。合わせて6件となります。

最初に、都民からの主な意見ですが、評価項目の順番にまとめておまして、大気汚染及び騒音・振動、騒音・振動となっております。こちらの主な意見について説明させていただきますと、商業施設を出入りする車両により、渋滞が発生し、大気汚染と騒音が心配。また、計画地近隣の病院から、工事期間が長期であり大気汚染と騒音が心配という意見がございました。

16 ページになります。地盤及び水循環の意見ですが、この地域は全体として地盤が弱く、工事による地盤沈下が心配。また、計画地は池が埋め立てられた土地であり、掘削したとき地下水が溢れ出し、地盤に影響するという意見をいただいております。

日影ですが、冬至の日に計画地北側は商業地域ではあるが、5 時間以上日影になる。住民への日影の悪影響が多めで、許容できる範囲を超えているという意見がございました。

続いて 17 ページにお進みいただきまして、風環境です。理科大通りにおいて中高層市街地相当のビル風が起きることが予測されており、相当風が起きることが心配という意見がありました。

その他に意見ですが、環境影響評価項目以外の意見を 17 ページから 18 ページにわたって記載しております。詳しくはこちらをご覧くださいと思います。

続いて、19 ページにお進みいただきまして、関係区長からの意見について主なものを紹介させていただきます。

大気汚染ですが、2 つありまして、1 つ目、工事の施行中における工事用車両の走行に伴い発生する排出ガスによる大気質への影響の評価については、環境基準値内ではあるが、周辺住民の理解と協力が得られるよう一層の低減に努められたい。2 つ目が、工事の完了後における計画地近隣を走行する車両の増加に伴い発生する排出ガスによる大気質への影響の評価については、環境基準値内ではあるが、工事の完了後、実際に走行する車両の数の推移にも留意されたい。

続いて、騒音・振動になります。2 つ目ですが、建設作業に伴う騒音・振動レベルは評価の指標を満足するものの、これらの数値が高く、計画地に近接して戸建て住宅や保育園等があることから、低騒音・低振動型の建設機械を選択し、「環境保全のための措置」に記載されたい。

3 つ目、工事車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルについて、予測では区道葛 782 号線で環境基準を超える結果が出ていることから、工事車両の走行経路の分散など環境保全のための措置を徹底し、騒音の一層の低減に努められたい。

4 つ目、関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、予測では区道葛 782 号線や区道葛新 267 号線で環境基準を超える結果が出ていることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の一層の低減に努められたいというもの。

続いて、20 ページ、最後になりますが、風環境について、風洞実験の予測結果では、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、計画建物の周辺には駅利用者や大学生等多くの方が利用する歩道等があることを踏まえ、より一層の防風対策を実施されたい。

景観ですが、近景域では金町・新宿地域の新たなシンボルとして周辺の既存建築物及び周辺計画建築物とともに、新たな都市的街並みが形成されると予測・評価しているが、長大なファサードが分節化するなど、周辺への圧迫感の軽減方策について検討し、環境保全のための措置を記載されたい。

温室効果ガスですが、スマート都市実現に向け、技術革新を踏まえた再生可能エネルギーや水素エネルギーの利活用による面的エネルギーの最適化、環境性能の高い住宅の供給、ICT を活用した機器による業務の効率化やサービスの提供、さらには、二酸化炭素の吸収にも寄与する計画地内の緑化の積極的な推進など、あらゆる手法を用いて温室効果ガス排出量の低減に努められたいという意見を葛飾区長からいただいております。

説明としては以上となります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。本件に関しましては事業者を呼んでいますが、後ほどまた質疑ができるのですが、とりあえずただいま御説明をいただきました都民からの意見、それから関係区長からの意見に関連して何か御質問、御意見等があれば。

○宮田アセスメント担当課長 今、説明させていただきました意見なのですが、この意見については事業者の見解が示されておりまして、今日お手元にこちらの図書、「環境影響評価書案に係る見解書」というものに全ての意見について事業者の見解を取りまとめてございます。こちらのほうもあわせてご覧いただければと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ということのようですが、今、いきなり見てもなかなか見切れないので、本日事業者に来ていただいておりますので、議論を進める中で関連するところなどの御質問、御意見等をいただくという形で事業者の方に来ていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事業者の方、大変恐縮ですが席の移動をお願いします。

本日もよろしくをお願いします。

それでは初めに御欠席されている委員からの御意見等を事務局でお持ちでしたらコメント

をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 騒音・振動を担当されております高橋委員からコメントを預かっております。

電波障害御担当の小林委員からは評価書案についての意見はなしと伺っております。

また、温室効果ガスを担当されております堤委員からはコメント等は預かっておりません。

それでは、高橋委員のコメントを紹介させていただきます。3つほどございます。

地点④と⑦で騒音の予測値の一部が規制基準値を上回っています。これらの地点はもともと規制基準値ぎりぎりか、または上回っている地点であるため規制基準値を上回る予測になるのは仕方がないと思いますが、特に配慮した対応が必要かと思えます。こちらにつきまして、図書の中で高橋委員がご覧になられて指摘しているところなのですが、まず、地点④と⑦と出ておりますが、評価書案の173ページが騒音・振動の調査地点の位置図となっております。ここに④、⑦ということで補助線街路第276号線沿いに④がありまして、あとは左側の上に⑦というのがあります。環境基準値を上回っているというところなのですが、評価書案の229ページをご覧くださいますと、こちらが工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベルということで、229ページにあります二期工事の施行中について評価結果がありますが、④は基準値60に対して上回っているというところなんです。

1枚おめくりいただきまして、第三期工事ですけれども、第三期工事も評価結果を取りまとめておりますが、④の状況が上回っています。

235ページにお進みいただきまして、今度は工事完了後の関連車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベルです。235ページに平日が上段、休日が下段となっておりますが、⑦区道葛新267号線が上回っているところが見受けられる。この辺を踏まえて先生のほうで意見を出されたということです。

続いて、2つ目のコメントを紹介します。工事車両の出入口が幹線道路から住居地域に入り組んだところにあり、特に第三期工事の出入口はかなり入り込んでいます。これらの出入口付近ではベースになる騒音のレベルが幹線道路沿線に比べて低いと推察されるので、工事期間中に規制基準値を超えることはないと思いますが、日常的な騒音レベルよりは高くなると考えられます。もともと幹線道路沿線と比べて静かな地域であることを考慮すると、騒音のレベルの少しの上昇でも苦情につながる可能性があります。また、第三期工事の出入口付近は道路幅も比較的狭く、近くに病院もあります。地域との密なコミュニケーションを欠か

さないとともに、資材運搬の集約化、効率化、丁寧な走行など適切な配慮をお願いしますという意見でございます。

こちらについて、第三期工事がどこかというところは、評価書案の193ページをご覧くださいと思います。193ページに第三期工事の場所、192ページに第二期工事の場所があります。

あと、近くに病院がというような御指摘がありました。こちらについては92ページをご覧くださいと思います。92ページは公共施設等の位置図となっております、真ん中に今回の計画地がございます。こちらの計画地の近隣ということで医療機関が紫色になりましてCで表記しておりますが、C1とC2というのが、90ページのほうに戻っていただきますと、具体的にどういう医療機関というものが示されています。このような視点から高橋委員のほうで御意見を出されたということです。

最後、3つ目について御紹介します。アセスメントの面では問題ないのですが、評価書案の書き方の点から建設機械の稼働に伴う振動レベルの予測コンターについて確認させてください。こちらは図書の214ページの図8.2-16では、5dB減衰するのに要する距離が振動源に近い地域では短く、遠い地点では長くなっていますが、図8.2-14と15では振動源に近い地点と遠い地点での差が明確ではないように見えます。予測式が対数項と線形項を含むことを考慮すると、図8.2-16の予測コンターにあらわれている特徴が正しいように思います。他の2図に同じ特徴があらわれていないのは図示した結果としてそのように見えてしまっているだけでしょうかというような御質問をいただいております。

いただいているコメントは、以上3点でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま高橋委員のほうから幾つかコメントをいただいているものを御紹介いただきました。それでは、高橋委員からのコメントについて事業者から御回答をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○事業者 それでは回答させていただきます。いただきましたコメントの1番、地点④と⑦の地点で騒音の予測値が環境基準を上回っています。御指摘のとおり、もともと環境基準をぎりぎり超える超えないの範囲、あるいは超えている場所でありますので、一方で、ここを通らざるを得ないという事情もある中で予測をさせていただいております。規制基準値を上回る結果としては出ておりますが、実際の交通量の設定に当たりましては、現況交通量のほうは既に店舗が営業中ですので、そちらのものをベースとして、さらに今回の計画を上乗

せしている台数も多く設定しておりますので、台数の設定に関しては安全側で予測している形になります。一方で工事用車両についても具体的に資料編の 153 ページになるのですが、上のほうに工事用車両台数の設定について記載しております。工事用車両の設定については天候不順等が続くと車両台数が増加する傾向がありますので、基本的に考えている台数の 3 倍程度の台数を設定した上で配分しておりますので、台数的なものも多目に設定しているというのが実情です。

ただし、そうは言いましても、実際、雨が続いて工事用車両が増えたということが考えられますので、こちらについては今後環境保全のための措置にも示させていただいておりますが、工事の施行に当たって工事計画の詳細検討を行うことによって工事用車両の集中を避けるであるとか、走行経路の分散を図るといった考えがございます。あと、完了後についても納品車の集中納品であるとか、あとは積載率の向上により台数の削減を図る、規制速度の遵守等の対策を十分検討して配慮していきたいと考えております。

コメントの 2 つ目ですが、三期工事の入口、こちらは狭い範囲の中で工事が集中するという形ではありますが、実際、この範囲の中ですと一度にたくさんの工事ができるということでもないという事実もあります。ただし、事業として、特に解体時に関しましては工事がある程度まとまった形になると思いますので、こちらも同じように周辺とのコミュニケーションをとりながら工事が極力集中しないよう配慮に努めていきたいと考えております。

○事業者 コメント 3 番について回答します。まず、振動は予測に用いた距離減衰式ですが、資料編の 290 ページの上段にありますこちらの予測式で、予測式の構成上は、理論減衰と言われている \log の式で含まれる部分と、もう一つ内部減衰係数といって、土の地盤の内部定数による減衰というものがありまして、これは合成で予測を行ってまいります。その中で、減衰が対数的というのは理論減衰が対数の $10\log$ の式ですけれども、それプラス、内部減衰係数については、対数というよりは直線的に減衰しまして、こちらの合成によりまして見たと、コンター図を描いてみると、先生がおっしゃられている、近くでは短く、遠くでは長いと。これは対数的な減衰ですけれども、これは振動の式の場合はあらわれづらいのですね。それと、また振動の予測については、1 つの振動源ではなく個々の機械の合成で予測するという形で、今回、工事の期間が一期工事、二期工事、三期工事とありますので、3 つのケースを予測しておりまして、本編の 191 ページに一期工事の建設機械の配置を示しております。それから 192 ページが二期工事の建設機械の配置、193 ページが三期工事の建設機械の配置という形になります。この中で振動の予測というのは、個々の建設機械の配置も異なれば

ベルも違うものを合成してコンター図を描かせるのですが、これによって結果のコンター図が見た目上、対数的な変化はあられづらいというのは1つあります。

その中で、三期工事だけなぜ対数的な変化が出ているかということなのですが、先ほど見てもらった配置図を見ると、三期工事はより狭い場所に建設機械が集中して配置されていますので、単身源に近いというふうに、ほかのところでは違うような配置がありますので、それで見たと目上、いわゆる一期工事と二期工事と比べて対数上の変化があらわれたと考えられます。ただ、一期工事、二期工事も多少対数上にはあらわれているのですが、見た目上では判断がつかないといいますか、同心円と言われてもそういったふうになると思いますが、そのような状況で差が出てくるのかなと考えております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま事業者から御回答をいただきましたが、まずこの件に関してほかの委員から何か御質問、コメント等があればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。何かございますか。詳細には、御専門の高橋委員にまた返していただいて回答をいただくというのでどうかと思います。

私のほうから1点。細かい話なのですが、基準をオーバーしているところが表の上で分かりにくいので、オーバーしているところはオーバーしているところで太字で下線を入れていただくなりしていただいたほうがいいかなと思ったのですが、例えば235ページの表8.2-37の、オーバーしているのは下のほうのものがオーバーしているということですよ。

○事業者 そうです。

○齋藤部会長 そういうものが明確になるようにしていただいたほうがいいかなと思います。

○事業者 表現につきましては工夫して、分かりやすいようにしたいと思います。

○齋藤部会長 そのことについてしっかりコメントしていただくことによって、住民も安心していただけると思いますので、どこが超過して、何なのかというところを明確にしてください。

よろしいでしょうか。

それで、高橋委員からの御意見に関しましてはこれで閉じたいと思います。

ほか、欠席されている両名からはコメントがなかったということですが、ここからはほかの項目も含めて自由に御意見、御質問をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

○森川委員 環境影響評価と直接関係ないかもしれませんが、現地調査のときに自転車

を使用される方が多いなと思っでいまして、新しくつくられることと、住んでいる方の分はありますよということをおっしゃられたのですが、駅の周辺に民間の駐輪場がたくさんありましたよね。キャパシティ的に駐輪場とかは利用状況を予測されてこういう設計になっているのですか。

○事業者 例えは評価書案の 23 ページ、これは航空写真です。現況のものになります。こちらでいう⑥番のところに公共の駐輪場、計画地内にあります。これに対応させるものとして 25 ページに配置計画図ですが、こちらに公共駐輪場を計画しております。こちらのほうは、27 ページに断面図を描いております。真ん中下になりますが、公共駐輪場、地下円筒形になっていますが、地下の駐輪場でキャパシティを持たせるような形にしております。

それで、駐輪場の計画につきましては、本編の 52 ページの真ん中に表 6. 2-11 に記載しております。「公共駐輪場の現況と将来計画」ということで、現況が地上式で約 550 台、これに対して、今回の事業で約 3, 000 台を設ける予定としております。これは周辺の葛飾区さんの開発等の関係もありますので台数が大分増える形にはなっていますが、それらを差し引いた上で必要台数を設けているということになります。

あと、建物の縁の部分については、必要な部分、届出によるものについては満たしているような状態で計画はしております。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。

○森川委員 はい。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○玄委員 風環境と日影について幾つか質問したいと思います。

まず、この資料の 347 ページを見ていただきたいです。今、建設箇所における風の調査をしていて、その風配図を描いているのですが、ここに出ているところは平均風速 1m/s 以上と、あとは平均風速 5m/s 以上と書いてあるのですが、この平均風速というのは 10 分間の平均風速で大丈夫ですか。確認させてください。

○事業者 基本的に気象庁のデータから測定方法に基づいておりますので、10 分間という形になろうかと思ひます。

○玄委員 そうすると、確認していただきたいです。気象庁だと 10 分間とか 1 時間とか、いろいろな時間置きでデータがあると思ひますので、もう一度確認していただきたいです。

あとは、この風環境を改善するために風洞実験を行っていて、その結果を一部見せていた

だいたいのですが、まず、353 ページの風洞実験、このように実際の周辺の模型をつかって風洞の中で風を吹かせて実験して、歩行者レベルの風がどういうふうになっているか調査していると思うのですが、風洞実験をやるときに使った風速と風向について教えていただけないですか。ここの記述では、それに関してはなかったのを確認したいです。

○事業者 資料編の 358 ページに風洞実験の概要を記載しております。

○玄委員 はい、わかりました。風速の大きさはどのような風速で風洞実験を行っていたか、そこはどこを見ればわかりますでしょうか。

○事業者 記載が詳細なところがわかりづらいのですが、実際、足立区の綾瀬測定局という測定局のデータの風向、風速に関しまして、現地の高さまでのものに使って風洞に流してということになりますので、具体的な数字が。

○齋藤部会長 どうでしょうか。その予測の確からしさを確認していただくには、その記述がそもそもわかりやすく条件が書かれているということがまず第一だと思うのですが、それは本日いただいたほうがいいですか。

○玄委員 それでも大丈夫です。後日いただいても、それは問題ありませんけれども、気になるところは、見解書の 55 ページを見ていただきたいのですが、「事業者の見解の概要」のところで、風洞実験を行って適切な防風対策を施します。あと、計画地周辺の全ての地点において領域 B（低中層市街地相当）までの風環境となるように対策をするというふうに書いてあるのですね。その領域 B というのは具体的に、357 ページに 領域 B というのはどういう条件かと具体的に書いてありますね。なので、上空のどのような風速でやっていくかを明らかにしないと、なぜ歩行者レベルで 1.8m/s 以下に満たすようにできるかということがこれではよくわからないのですね。なので、それをぜひはっきりしていただきたいと思っています。

あとは、ここから見ると既に風環境について都民の方とか、道路を歩いている方から、風環境について今の段階でもう苦情が出ているのですね。高い建物が建っていない状況でもそういう苦情が出ているのです。今回は、そういうところに 150m という、非常に高い建物を建てることになりますので、現状よりは必ずこの風環境は悪化するほうが確率は高いと思います。なので、今のところでクリアしているように都民の方に説明するのは、単に対策をしっかりとしているよということだけでは不十分かなと思っています。まずは現状の風の状況をしっかりと説明した上で、こういう対策でこれぐらいの改善が見られることとしないといけないと思います。

もう一つは、将来の風の環境の予測を行う。これは多分竣工後、何年か後だと思います。多分ここに座っている皆様は全部感じていると思うのですが、最近では異常気象によって、そもそも吹いてくる風が強くなっているのですね。なので、今の段階でこういう領域Bをクリアしていったとしても、将来はそういう強い風が、もっと大きい風が吹いた時よりは必ず今よりは大きくなってしまいますので、都民の方はこういうことは知らないですので、説明を受けたときには満たしているのですが、実際に生活では風が強くて、そういう苦情が建設の後でも絶対出る可能性が高いと思っています。そのときに対策しようとする手遅れになっているのではないかなと今考えていますので、こういうところをしっかりと、都民の方に説明できるようにしていただきたいと思います。

以上が風環境に関する事で、まだありますので。

○齋藤部会長 とりあえず一旦閉じてもらって、今、大きな点として3点ぐらいありましたが、何か事業者からコメントがあればと思いますが。

○事業者 御意見ありがとうございます。現況の説明が不足している部分については、今後厚い説明を加えていきたいと考えております。

それから、使用する風については10年間分の測定結果を用いて、異常年を確認した上での風洞実験ですので、それも、過去10年ということですが、今後の風ということであれば、またそういった要素も出てくるかもしれないのですが、その辺もまた考えられる部分については検討したいと思います。

いずれにしろ、最終的には事後調査という形で完了後にまた調査をするということになりますので、そのときに例えば領域を超えている部分が確認された場合には、さらなる追加で対策するという事は考えられますので、そのような対応で今後十分検討していきたいと考えます。

○玄委員 わかりました。では、風環境についてはここまでにして、もう一つの大きな件は日影です。日照権は特に都市の周辺に住んでいる都民にはとても大事な事だと思うのですね。健康にも影響を与えてしまうところですので。それに関しては、まず見解書の54ページのところで都民からの意見がたくさん出ています。あと、基本的には一年の中で、影が一番長くなる日を想定して、影がどれぐらいになるよというものを書いていただいていたので、それが、ページ数はちょっと。

○宮田アセスメント担当課長 321ページですかね。

○玄委員 そうですね。321ページをご覧いただきたいと思います。ここでは色別で、例え

ば何時間日影になるとかということを描いているのですが、見ると、影が大きい範囲に広がっています。あとは冬のころだとこれはあくまで、書いたときは天気も晴れているところなのですが、実際には天気が悪くなると太陽が入らないとか、そういうこともあり得るのです。なので、今の描いている結果ではこういうふうになっているのですが、実際生活している方から見ると、これよりもっとしんどい日照の条件になる可能性があります。ただ、この地域としては高い建物の主要用途としては商業区分なので、高い建物を建てられないわけではないのですが、その周辺に住んでいる都民の健康にも気をつけていただきたいと思います。

それで、今、冬至のほうで書いていた影の時間を見ると、これはやはり大きな影響だと思うのです。冬至の日はどうしてもこういうふうの日影になる時間が長くなるので、そうすると、こういうふう日照が保証できない時間は一年のいつからいつまでの間になるかということが気になると思うのです。そういう正しい情報を、都民に、特にこの辺の周辺に住んでいる方に説明する必要があると思います。それでその対策として、冬至だけではなく春分の日についても書いて見せるよということなのですが、これについても既に描いているのですか。影の時間はどうなっているのでしょうか。

○事業者 日影図については作成されております。今回、環境アセスということの中での説明ではあるのですが、今後近隣の皆様につきましては中高層の部分であるとか、何回か御説明を差し上げる部分もありますので、そのときにまた、こういった形になるということをお踏まえて十分な説明と真摯な対応を図っていきたくと考えています。

○玄委員 近隣の方に説明するときにはぜひ、例えば1年の中で、いつからいつまでは日照が少なくなるので、そこで終わりではなく、それを解決するための建物ももう既に建っているとして考えると、もう場所とか変えられることはできません。なので、ほかに対策を提案する方法で、もっと近所の方の了解を得たほうが必要ではないかなというふうに思います。そうすると、建物はもう既に動くことができませんので、その場合だったら、こういう時期においては外に出て十分な日照を浴びるようにするなど。どこの場所を利用してそれを満足するようにする、それぐらいの提案をしたほうが近隣の方は納得するのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事業者 日影になる時間であるとか、季節であるとか、その辺のことについては日影図等を用いて丁寧に説明を差し上げたいと思います。

あと、計画地の周辺、今回、高層の建物を建てるということではありますが、この建物自体は現在の道路際に建っているものをセットバックさせることによって十分な空間を設けて、

緑を設けたりという形も検討しておりますので、それらのところで日影になってしまう部分、時間について、ほかの代償となるような公園のようなものを設けることによって、皆様に御利用いただければ、一部なりともそこは貢献できるのかなと考えておりますので、そのようなことを地元に対して丁寧に説明を差し上げていければと考えております。

○玄委員 ありがとうございます。ぜひお願いします。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。非常に示唆に富み、いろいろな御意見をいただきましたので、ぜひ真摯に御対応いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○平林委員 見解書にも意見を出してもいいということでしょうか。

○齋藤部会長 はい。

○平林委員 わかりました。では見解書の53ページの水循環に関してですが、ここの地域は軟弱地盤で、しかも過去に水害もあったような場所なので、御年輩の方はそのことを懸念されたりしている場所なので難しいところかなと思って見ていたのですが、評価書案の10ページの水循環のところに、工法でディープウェルを使う、また必要であればリチャージ工法を使うというような記述で、工法でも工夫をするということが書いてあるのですが、この見解書のところにはその工法の工夫が書いてないので、多分工事中に急激に地下水が変わることで傾くことを懸念されているような意見かと思っておりますので、ぜひ工法も工夫してきちんと対策してということを書いていただけるとよりよいのではないかと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 もう少し具体的に丁寧に御回答を差し上げられると思います。今後、見解書の部分につきましては、こちら側の図書という形になってしまうのですが、保全措置の部分であるとか、評価書の中で丁寧に御回答できる部分については対応していきたいと考えます。よろしくをお願いします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。平林委員、よろしいでしょうか。

○平林委員 はい。

○齋藤部会長 ほかに何かございますでしょうか。

○森川委員 大気汚染なのですが、建設機械の稼働でそれなりに寄与がありまして、一期工事から三期工事までありますが、二期工事のところは結構工期も長そうですし、病院があるとか、騒音と重なるのですが、病院とかそういうものがあるということで、これは大気汚染濃度の一番高いところをとって、1年予測しているのだと思うのですが、予測に反映

しなかった事項で、もう少し工夫ができそうなところとかあるのでしょうか。三期工事のところはコンターがすごく混んでいる感じなのですが、集中してここでやるのだなというところですけども、隣に病院があって、幸いにして休日診療所と書いてあるので、多分工事と重ならないのかなというのはよかったなと思いました。二期工事のところは随分長いし、気にはなっているのですけれども。

○事業者 ただいま御意見をいただきました。評価書案の155ページに、御指摘いただきました予測に反映した措置と反映しなかった措置という書き方をしております。工事の施行中について三期工事、範囲が狭いので想定としてこの狭い範囲に建設機械を無理やり突っ込んでいっているところもありますが、実際は作業の安全を確保しながらということもありますので、想定という中であっても、これほど機械は入らないのかなということを感じながらも、最大を予測しているという条件の中で、今こういった示し方をさせていただいております。

ただ、予測に反映しなかった措置として建設機械の排出の対策型二次基準、三次基準というものを記載しておりますが、今の時代の流れからすると二次基準を採用できるものがあつたり、三次基準を採用できるものがあつたりということが実際の工事の段階ではあると思いますので、極力、今後検討しながらこれらの対策については十分配慮していきたいと考えております。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。

○森川委員 はい。

○齋藤部会長 ほかに何かございますでしょうか。

私から1点確認なのですが、温室効果ガスの話のところ、電気とかガスの使用量のところが出ていて、電気は随分多いのですが、実際には電気を熱として使っている、要するに冷暖房で使ったりとかあると思うのですが、末端で熱利用しているのか、電気として使っているのかというところの解析までなされていたりしますでしょうか。

○事業者 そちらの利用の配分につきましては、詳しく確認という形ではなくて、事例に基づくものを用いておりますので、類似する事例でこれぐらいのエネルギー量を使用されているからということと、電気とガスの配分キーを掛け合わせておりますので、まだ詳細なところは決まっていないところもありますので、そういった設定の中で予測しているのが実情になります。

○齋藤部会長 わかりました。以前、現地に行かせていただいたときに少し話も聞いて、全体の空調のところは何となく個々でやられるような感じの話になっていて、大変もったいな

いているのですけれども、こういうところでやられるものはおそらく熱利用が相当多いと思うので、発電した後の排熱を利用する余地がすごくあるはずだと思うのですね。そういう意味ではもったいない状況かと思うので、その中の話し合いの中で限られたところしかできませんでしたがということではあるのですが、これはもうぜひ、温室効果ガスの排出抑制という意味では非常に重要なことではありますし、国としては当然ながらネット・ゼロ・エネルギー・ビルというような考え等もしております。そのような考え方をできるだけ反映できるように取り組みをお願いしたいと思っております。これはコメントということです。

ほかにいかがでしょうか。何かございますでしょうか。本日は第1回目ということで、次回また来ていただいて、意見をいただくことも可能かと思っておりますけれども。

○玄委員 一番最初に風環境についてどのような風速で実験をしたかという質問をしたのですが、風洞実験で得られるのは風速比なのですね。吹かせた風に対して、上空の風に対して地上レベルでどれぐらいになっているか、この比は変わらないことにして、例えば実際に上空が5m/sだったら、その比率を掛けて地表の風速を想定すると思うのですね。なので、そこに使われていた上空の風速を知りたいのですが、大丈夫ですかね。

○事業者 確認して御説明できればと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○玄委員 わかりました。

○齋藤部会長 いずれにしても、検証ができるような形で情報をしっかり明記していただくこと、それからわかりやすくやっていただくことが重要かなと思います。先ほど来の話を聞いていて、特にアセスとしては最悪のところ、日照のところですが、生活をする人としてはその一瞬ではないとか、その日だけではないので、年間の情報も順に開示してくださいということで、やっていただけるということでぜひよろしく申し上げます。

以上、ほかに御意見がないようでしたら、これで閉じたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日はどうもありがとうございました。これで閉じたいと思っております。では御退席をお願いします。

本日予定しました審議はこれにて全て終了しました。委員の方からほかに何かございますでしょうか。

特にないということですので、第一部会はこれにて終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

○齋藤部会長 それでは、傍聴の方は御退席をお願いします。

(傍聴者退席)

(午後 4 時 44 分 閉会)